

「小樽市宿泊税条例(原案の概要)」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等

- | | |
|----------------------|----|
| 1 意見等の提出者数 | 1人 |
| 2 意見等の件数 | 4件 |
| 3 上記2のうち計画等の案を修正した件数 | 0件 |
| 4 意見等の概要及び市の考え方 | |

No.	意見等の概要	市の考え方等
1	「1 宿泊税導入の必要性と目的 (2) 宿泊税導入検討の経過」について、観光財源として宿泊税が適当と書いてあるが、観光客の滞在時間が短い現状では十分な税収が得られないと考える。もっと、短期滞在者から得ることができる税はないのか。	観光振興(観光資源の魅力向上や旅行者の受入環境の充実など)の推進のためには、特定の目的のために地方公共団体が条例を制定の上、課税することができる法定外目的税による財源確保が適当であり、対象者の捕捉が容易であること及び受益と負担の関係性の観点から、他都市の導入事例を参考に「宿泊税」を導入することが望ましいと考えております。
2	「1 宿泊税導入の必要性と目的 (3) 宿泊税の用途」について、観光客が捨てていくごみの処理も加えてほしい。	いただいた御意見については、宿泊税を活用した観光振興施策を検討する際の参考とさせていただきます。なお、宿泊税の用途は、受益と負担の関係性を考慮し検討する必要があるほか、宿泊者や宿泊事業者などの十分な理解を得る必要があることから、具体的な用途については、協議会の設置などにより関係者の意見を参考に検討する仕組みを構築する予定です。
3	「2 小樽市宿泊税条例(原案の概要) (4) 課税の方法 ア 税率」について、宿泊料金に応じて税率を設定し、宿泊料金が高額な人ほど多く税金を徴収した方が良く考える。	宿泊税は、簡素な制度で広く負担を求めることが望ましく、宿泊料金によって宿泊者が享受する行政サービスの程度に違いがないことなど、公平性及び応益性の観点から、「定額制1人1泊200円」による一律での課税とし、宿泊料金での段階税率は設けないこととします。
4	「2 小樽市宿泊税条例(原案の概要) (4) 課税の方法 イ 課税免除及び減免」について、仕事目的の方は免税にした方が良く考える。	また、免税点についても、行政サービスを享受する方に広く負担を求める観点から設けないこととします。

* 同じ内容の意見が複数ある場合は、「意見等の概要」の最後に件数を記載してください。

* 計画等の案を修正した場合は、「市の考え方等」の欄に修正箇所を併せて記載してください。